

令和6年度〔第1四半期〕 随意契約一覧

議会事務局

| 契約担当所属名 | 契約の種類  | 契約の名称<br>(概要)                | 契約の相手方            |                                 | 契約締結日     | 契約期間(履行期間) |           | 契約金額(円)    | 随意契約によることとした理由                   |  | その他  |
|---------|--------|------------------------------|-------------------|---------------------------------|-----------|------------|-----------|------------|----------------------------------|--|--|
|         |        |                              | 商号又は名称            | 所在地                             |           | 始 期        | 終 期       |            | 適用事項<br>(地方自治法施行令<br>第167条の2第1項) | 具体的理由  |  |
| 議会事務局   | 役務・委託等 | 県議会広報テレビ番組「奈良県議会中継」の制作等・放送委託 | 奈良テレビ放送株式会社       | 奈良市法蓮佐保山3丁目1番11号                | 令和6年5月21日 | 令和6年5月21日  | 令和7年3月31日 | 38,536,960 | 第2号                              | <p>本件については、県民の県議会審議に対する関心を一段と高めるため、直接傍聴に来られない人のためにリアルタイムで審議内容を見てもらえるよう、視聴に別途の機器や契約を要しない地上波テレビで、生中継放送する必要がある。このようなテレビ放送を可能とするためには、以下の要件を全て備える必要があるが、これら要件を全て備え、かつ、入札参加資格を有する事業者は契約の相手方以外にいないため。</p> <p>&lt;要件&gt;</p> <p>(1) 奈良県全域を対象地域とする地上波テレビジョン放送事業免許を有すること</p> <p>(2) 生中継のテレビジョン放送技術を持つこと</p> <p>(3) 生中継による中継時間の延長や短縮等について臨機応変に対応できること</p> <p>(4) 県議会が指定する平日複数日につき、昼間午後1時から午後5時45分まで(約5時間)の放送枠を用意できること</p> | <p>制作料：1,235,000円/1日</p> <p>放送料：</p> <p>①197,790円/30分 (13時～14時、17時～18時)</p> <p>②161,355円/30分 (14時～17時)</p>   |
| 議会事務局   | 役務・委託等 | 令和6年度手話通訳者派遣業務               | 一般社団法人 奈良県聴覚障害者協会 | 橿原市大久保町320-11<br>奈良県社会福祉総合センター内 | 令和6年5月22日 | 令和6年5月22日  | 令和7年3月31日 | 1,158,000  | 第2号                              | <p>本業務の実施に当たっては、高い手話聴覚及び手話表現技術が求められるため、手話通訳者を定例会の開催日時に合わせて確実に派遣してもらうことが必要である。同団体は、手話通訳者の組織的な派遣事業を行っている県内唯一の団体であり、同団体以外に手話通訳者を組織的・安定的に派遣できる団体はほかになく、また、同種の業務についての実績を有しているため。</p>  | <p>単価契約</p> <p>通訳料<br/>5,000円/1名・1時間<br/>1時間未満の端数(最初の1時間未満の端数については1時間に切り上げる)については、30分以下の時は2,500円を加算し、30分を超えるときは1時間単価を加算</p> <p>交通費<br/>公共交通機関等の運賃相当額/1名・1日</p> |